

農業農村整備事業実施計画策定要綱

平成12年4月1日付12構改C第150号

最終改正 平成23年4月1日付22農振 第2351号

第1 趣旨

近年の我が国経済社会及び食料・農業・農村をめぐる情勢の大きな変化に対応し、農業の有する多面的機能の発揮や国民のゆとりと潤いの場としての農村の整備の質的向上の重要性が強調されている。

このような中で、農業農村整備事業の事業計画段階においても、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能の発揮に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要となっている。

このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応して地方公共団体が策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

第2 実施計画の対象地区

実施計画の対象地区は、次の各号に掲げる事業の分類に応じ、当該各号に規定する事業に係る地域とする。

(1) 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち農地整備事業

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）第1の2の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち同要綱第3の1の農地整備事業で同要綱第2に該当する地域

(2) 特定地域振興生産基盤整備事業のうち農地整備事業

特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2422号農林水産事務次官依命通知）第1の2の特定地域振興生産基盤整備事業のうち同要綱第3の1の農地整備事業で同要綱第2に該当する地域

第3 実施計画の内容等

1 実施計画の対象地域は、第2の各号に掲げる事業の実施が予定されている地域であって、当該各号に規定する地域に該当するものとする。

2 実施計画は、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき各事業に対応する必要な事項についての調査及び検討を行い策定するものとし、その内容は、次の各号に掲げる分類に応じ、当該各号に規定するとおりとする。

(1) 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業のうち農地整備事業

第2の(1)に規定する地域において、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱第4の1に規定する営農目標推進整備計画及び戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業要領（平成23年4月1日付け農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）

別紙（番号1 農地整備事業に係る運用（以下「農地整備事業運用」という。））第5の1に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用効果促進土地改良整備計画及び戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業計画の策定に資するため、担い手等の実態、生活環境の整備状況等を調査した上で、農地整備事業運用第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画及び農地整備事業運用第5の2に規定する農業農村活性化計画との整合性を図りつつ、次の事項について策定するものとする。

ア 地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援体制等に関する事項

イ 農業経営の改善目標、農業生産基盤整備方針等の基本的事項

ウ 経営体育成型、畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型の実施による担い手等の育成の見通し及び概要、経営規模の拡大並びにこれを実現するために必要な農地流動化及び農作業の集積に関する事項

エ 将来の担い手の経営形態、土地利用方式等に合致した農業生産基盤整備に関する事項

オ 生産基盤と一体的な整備を必要とする生活環境整備に関する事項

(2) 特定地域振興生産基盤整備事業のうち農地整備事業

第2の(2)に規定する地域において、特定地域振興生産基盤整備実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙（番号1 農地整備事業に係る運用（以下「特定地域事業運用」という。））第5の1に規定する農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用集積促進土地改良整備計画、畑地帯農用地利用効果促進土地改良整備計画及び特定地域振興生産基盤整備事業計画の策定に資するため、担い手等の実態、生活環境の整備状況等を調査した上で、特定地域事業運用第5の1に規定する基盤整備関連経営体育成等促進計画及び特定地域事業運用第5の2に規定する農業農村活性化計画との整合性を図りつつ、次の事項について策定するものとする。

ア 農業経営の改善目標、農業生産基盤整備方針等の基本的事項

イ 経営体育成型、畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型の実施による担い手の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現させるために必要な農地流動化及び農作業の集積に関する事項

ウ 将来の担い手の経営形態、土地利用方式等に合致した農業生産基盤整備に関する事項

エ 生産基盤と一体的な整備を必要とする生産・集落環境整備に関する事項

第4 実施計画の策定主体

実施計画の策定主体は、都道府県とする。

第5 実施計画の策定期間

実施計画の策定期間は、1年以内とする。

第6 実施計画の策定手続

- 1 都道府県知事は、実施計画を策定しようとするときは、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める様式による農業農村整備事業実施計画策定採択申請書（以下「申請書」という。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。
- 2 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、1の規定による申請を審査し、対象地域が第2に掲げる要件に適合し、かつ、予算の範囲内において実施計画を策定させることが適当と認められるときは、実施計画地区の採択を決定し、その旨を都道府県知事（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。

第7 国の補助

国は、別に定めるところにより、予算の範囲内において、実施計画を策定するのに要する経費を助成するものとする。

第8 委任

農業農村整備事業実施計画の策定については、この要綱に定めるところによるほか、農村振興局長が別に定める策定要領によるものとする。

農業農村整備事業実施計画策定要領

平成12年4月1日付12構改C第151号
最終改正 平成23年4月1日付22農振 第2352号

第1 趣 旨

農業農村整備事業実施計画の実施に関しては、農業農村整備事業実施計画策定要綱（平成12年4月1日付け12構改C第150号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 計画の策定手続き

- 1 要綱第6の1の申請書は、別記様式第1号によるものとする。
- 2 要綱第6の2の通知は、別記様式第2号によるものとする。

様式第1号

番 号
年 月 日

地 方 農 政 局 長 あて
(農 村 振 興 局 長)
(内閣府沖縄総合事務局長)

都道府県知事

農業農村整備事業実施計画採択申請書

平成〇〇年度に下記地区の農業農村整備事業事業実施計画を策定したいので、農業農村整備事業実施計画策定要綱（平成12年4月1日付け12構改C第150号農林水産事務次官依命通知）第6の1に基づき申請します。

記

1. 地区名
2. 予定事業名
3. 添付資料（別添地区概要表）

様式第2号

農業農村整備事業実施計画採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事

あて

農林水産省農村振興局長
農林水産省地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった下記の地区について、実施計画策定地区として採択したので通知する。

記

○ ○地 区

(別添地区概要表)

農業農村整備事業実施計画地区概要表

地区名		県名		計画主体		計画 構 想		
所在地				調査費	千円			
調査目的								
地域の現況								
調査項目 及び 調査費	調査項目	数量	調査費				概 要 図	
			国費	県費	市町村費	計		